

厚木市自治基本条例の構成

前 文

第1章 総則(第1条~第3条)

第1条(目的)・第2条(自治基本条例の位置付け)・第3条(定義)

第2章 自治の基本理念(第4条)

人と人との絆を大切にする自治 協働による自治 自然の循環と文化を大切にする自治

第3章 自治の基本原則(第5条)

市民自治の原則 参加及び協働の原則 情報共有の原則 説明責任の原則 自然共生及び文化継承の原則

第10章 自治基本条例推進委員会(第38条)

第11章 自治基本条例の見直し(第39条)

第12章 自治基本条例の改正(第40条)

自治を進める基本的な考えと基本的なルール

第4章 市民(第6条~第9条)

第6条(市民の権利)・第7条(市民の責務)
第8条(子どもの権利、責務等)
第9条(事業者の権利及び責務)

第5章 議会及び議員(第10条・第11条)

第10条(議会の役割及び責務)
第11条(議員の役割及び責務)

第6章 市長、市長等及び市職員(第12条~第14条)

第12条(市長の役割及び責務)
第13条(市長等の役割及び責務)
第14条(市職員の役割及び責務)

自治の担い手の権利・責務等

第7章 行政運営(第15条~第27条)

第15条(行政運営の基本事項)
第16条(総合計画)
第17条(組織等)
第18条(行政評価)
第19条(財政運営)
第20条(危機管理)
第21条(情報の公開等)
第22条(個人情報の保護)
第23条(法令遵守)
第24条(法令の解釈等)
第25条(行政手続)
第26条(市民からの要望等への対処)
第27条(行政処分等に対する不服への対処)

第8章 参加及び協働の推進(第28条~第36条)

第28条(政策等に対する意見等)
第29条(条例等の制定等への市民参加)
第30条(事業の実施に係る市民参加)
第31条(審議会等の運営)
第32条(コミュニティ団体に対する市民等の責務)
第33条(コミュニティ団体との協働)
第34条(地区市民自治推進組織)
第35条(市民の課題解決に対する意識の高揚等)
第36条(住民投票)

第9章 広域連携及び交流(第37条)

第37条(広域連携及び交流)
・国及び他の地方公共団体との連携
・市外の人々との交流
・海外の都市等との連携及び交流

自治の基本原則に基づく個別項目